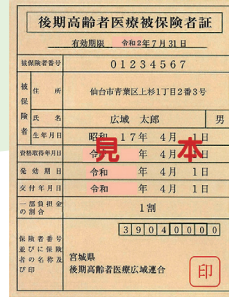


後期高齢者保険からのお知らせ

★ 保険証が新しくなります ★

現在お持ちの被保険者証(緑色)は有効期限が令和3年7月31日までになっているため、新しい保険証(オレンジ色)を7月中にお届けしますのでご確認ください。

保険証の色は、緑色からオレンジ色に変わります。8月1日以降に医療機関等にかかる時は、窓口で新しい保険証(オレンジ色)を忘れずに提示してください。



★ 保険料の納付が困難な場合はご相談ください ★

令和3年度の保険料額が決定しましたので、7月中旬以降に郵送で通知します。なお、下記のような場合は窓口へご相談ください。

- 災害で住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで収入が著しく減少した場合

上記の場合以外でも、相談により保険料を分割できる場合があります。

※特別な理由がなく保険料を滞納した場合は通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が交付される場合があります。

● お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:熊谷)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する場合には、申請により令和3年度分の介護保険料の減免を受けることができます。

- ① 世帯の生計を主として維持する者が死亡又は重篤な傷病を負った場合(全額免除)
 - ② 世帯の生計を主として維持する者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入について3割以上の減少が見込まれる場合(一部又は全額免除)
- ※②の場合、世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額のうち、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることが条件となります。

申請に必要な書類など、詳しくは町民税務課へお問い合わせください。

● お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:高橋 祐希)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの保険証の有効期限は令和3年7月31日までとなっています。

新しい保険証を7月中に郵送いたしますので、ご確認ください。(国民健康保険税に未納がある世帯には、納税相談の上、新しい保険証をお渡しいたしますので、郵送はいたしません。)

8月1日以降医療機関で受診される際には、新しい「保険証」を窓口へ提出してください。

また、70歳から74歳までの方には保険証と高齢受給者証が一体化型となった保険証が発行されます。

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

国民健康保険(国保)の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、届出が必要となります。

勤務先を退職し国保と国民年金に加入する場合、前の勤務先から「健康保険資格喪失証明書」が発行されますので、持参の上、手続きをお願いします。

これらの手続きが遅れると、医療機関を受診する際に全額負担(10割負担)や年金の未納額が発生し受給額が減額されるなど、非常に不利益が伴います。手続きの際は、保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、マイナンバーカード等を持参のうえ、速やかに手続きにお越しください。

国民健康保険税について

国民健康保険税(国保税)は1世帯あたりの所得、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の国保税を7月から2月までの8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国保税の納付がない場合には、給付が制限される場合があります。納付が困難な場合には、早めにご相談ください。

国保税は令和3年4月より税率が改正されました。国保制度を将来にわたり安定的に継続していくために、加入しているみなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和3年度国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯や、同感染症の影響により世帯主の収入が前年の3割以上減少する見込みの世帯は、申請により令和3年度分の国保税が減免(一部又は全額)されます。

申請の際は確定申告書など必要書類がありますので、町民税務課へお問い合わせください。

※前年の合計所得金額が減免割合の基準となります。前年の所得が0円以下の方は減免の対象となりません。

● お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2114 (担当:高橋 航)